

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年7月25日

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所長 松村 貴義

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、霞ヶ浦開発管理事業で実施している工事の積算の参考とするための作業歩掛及び材料費を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な作業員、資機材の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和7年7月31日(木) から令和7年8月5日(火)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長 松村 貴義 宛
【担当】総務課 伊澤、宮本
〒300-0732 茨城県稲敷市上之島 3112
TEL 0299-79-3311 FAX 0299-79-3316
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。
- (5) 見積件名
件名は、「歩掛参考見積書」とします。

4. 参考見積内容

- (1) 工事基本条件
別紙に示す見積条件により、関連する図面を基に算出してください。
また、材料見積単価は現場着単価とします。
なお、見積書には消費税を含まないでください。

(2) 工事作業項目、作業内容

作業項目	作業内容	作業数量
小型灯浮標および基礎ブロック撤去	小型灯浮標 2 基および基礎の基礎ブロック 2 基を撤去	1 式(2 箇所)あたり
標識灯設置	標識灯 3 基を再設置	1 式(3 基)あたり

(3) 工事費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料(各編)」(以下「基準書」という。)によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接工事費のうち、上記(2)「工事作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な作業員、資機材の人数等を徴取します。

(4) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出してください。

- (1) 提出期間：令和7年7月25日(金) から令和7年7月30日(水)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和7年8月1日(金) から令和7年8月5日(水)まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。